



平成 26 年 3 月 19 日

各位

会 社 名 株式会社ジェイテクト
代 表 者 名 取締役社長 安形 哲夫
(コード番号 6473)
問 合 せ 先 広 報 部 長 安藤 健二
(電話番号 052-527-1915)

EU 競争法違反に関する欧州委員会の決定について

当社及び当社の欧州における一部のベアリング（軸受）販売子会社は、平成 26 年 3 月 19 日（中央欧州標準時）、自動車 OEM (Original Equipment Manufactures) の欧州経済領域（EEA）内の製造拠点に納入される自動車用ベアリング（軸受）の過去の一部取引に関し、EU 競争法に違反する行為があったとする決定を受けました。

平成 23 年 11 月、当社を含む複数のベアリング（軸受）供給業者は、欧州において欧州委員会による立入検査を受けています。この欧州委員会による調査は、同年 7 月に日本の独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会により調査が開始された件に引き続くものです。その後当社では、欧州委員会による調査に全面的に協力すると共に、本件の早期解決に向けた協議を重ねてまいりましたが、この度の決定は、欧州委員会との和解手続きを経てなされたものです。

株主様、お取引先様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。当社は、今後とも、再発防止に向けたコンプライアンス徹底の取組みを継続し、信頼回復に向け一層の努力をしてまいります。

なお、制裁金の免除を受けており、本件に伴う当社業績予想の修正はありません。

以上